

最低生計費調査の到達と21年改定



静岡県立大学短期大学部准教授

なかざわ しゅういち
中澤 秀一

はじめに—アップデートされない社会の認識

この10数年来、筆者は全国各地でのマーケット・バスケット方式による最低生計費の試算調査に携わってきた。とくに、2015年から始まった一連の最低生計費試算の取り組みの総数は、2020年までに22都道府県に到達している。筆者が監修担当ではない諸調査や現在進行中の調査を含めると、すでに30以上の都道府県において何らかの形で取り組まれていることになる。

思い返せば、その間に最低賃金をめぐる情勢は大きく変化した。最も大きな変化は、最賃が政治の争点になったことであろう。2019年参院選では、日本維新の会を除く主要政党すべてが選挙公約に最賃の改善を掲げた。もちろん、その背景には政党ごとの思惑があり、手放して許容できることではないが、政治的に最賃が着目されたことは事実であり、おそらくこの流れは今後の国政選挙でも続くだろう。

しかしながら、2020年という新型コロナに全世

界が翻弄された年に、本来であれば「コロナだからこそ」引き上げなければならなかった最賃は、“凍結”されたのである。地方の反発により、わずか1円ではあるが加重平均額は引き上げられたが、20年改定は“凍結”であったと言って過言ではない。

では、なぜ最賃は“凍結”されてしまったのだろうか。社会的な関心は持たれるようになったものの、「(主婦や学生など扶養されている労働者の賃金だから)多少低くても構わない」「大都市の物価は高く、地域別に定めるべき」「大幅に引き上げたら企業が倒産し、失業者が急増する」等々の言説が専門家を含めてまことしやかに語られ、最低賃金をめぐる情勢は大きく変化しても、最賃に対する社会の認識がいまだに過去のままだからである。

「どんな立場であろうと、同じ仕事をしているのであれば同じ賃金が支払われるべき」であるし、「8時間働いたら、普通に暮らせるべき」である。また、「どこで暮らしても生活費はそれほど変わらない」ことは、都市と地方の双方での生活経験がある人々は体感として知っている。

さらに、最賃運動がめざすものは経済を危機に

追い込むことではない。最賃引き上げのデモで求めているのは、断じて個別企業への賃上げではない。要求の相手先は政府であり、「最賃を引き上げるために中小企業への支援策を講じること」を求めている。そして、運動がめざしているのはボトムアップによる経済の回復である。

運動がめざす最賃の改革を実現させるためには、社会の賛同が不可欠である。そのためには、最賃に対する社会の認識をアップデート（更新）しなければならない。では、どうすれば過去の認識をアップデートできるのだろうか。それには、エビデンス（根拠）の積み重ねしかないと考えられる。

本稿は、そのエビデンスを提供し続けてきた最低生計費調査の現時点での到達と教訓を整理するとともに、今後の運動を展望することを目的とする。

まずは、引き上げ“凍結”であった20年改定について振り返ってみる。



1 最低賃金20年改定とは何だったのか—中小企業3団体による要望

コロナ禍において「雇用を守る」べきか、それとも「賃金を上げる」べきか。最低賃金の20年改定をめぐる議論は、あたかもこの二律背反の議論にすり替えられてしまった。二律背反とは、二つの相反する命題や推論が、同じだけの合理性・妥当性をもっていることであり、この場合に「雇用を守る」と「賃金を上げる」とが矛盾して両立しないことを意味する。果たして、どちらかを選ぶしかなかったのか。国家には、労働者の生活の糧となる「雇用を守り」かつ、労働者やその家族の健康で文化的な生活を担保するだけの「賃金を保障する」こと、これら二つの条件を両立させる責

任があることは、資本制社会が誕生した時から変わることはない。けれども、議論がすり替えられてしまった背景には、日本商工会議所等の中小企業3団体が昨年4月に提出した要望書の影響があった。

2020年4月16日、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会は、3団体連名で「最低賃金に関する要望～引き上げ凍結も視野に、明確な根拠のもとで納得感ある水準の決定を～」を取りまとめた。全国に緊急事態宣言が発出されて10日足らずの出来事である。同要望が主張するのは、次の3点であった（下線はいずれも筆者による）。

①昨年6月に新たに設定された「『より早期に』全国加重平均が1000円になることを目指す」という政府方針は「緩やかな景気回復」を前提としていることから、現下の危機的な経済情勢や賃上げの実態を反映した新たな政府方針を設定すること。

②わが国経済が未曾有の危機に直面している中、リーマンショック時の2009年度の引き上げ率は1.42%、東日本大震災時の2011年度は0.96%であったことを踏まえ、今年度の審議では、中小企業・小規模事業者の経営実態を十分に考慮するとともに、現下の危機的な経済情勢を反映し、引き上げの凍結も視野に、明確な根拠に基づく、納得感のある水準を決定すること。

③余力がある企業は賃上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもないが、政府は賃金水準の引き上げに際して、強制力のある最低賃金の引き上げを政策的に用いるべきではなく、生産性向上や取引適正化への支援等により中小企業・小規模事業者が自発的に賃上げできる環境を整備するこ

と。

あたかも最賃を引き上げることがマイナスであることを強く印象づけた内容であるが、果たして正しい言い分だったのだろうか。

①の政府方針に関しては、この数年の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）では、内需を喚起させるためには国民の所得を向上させなければならない、そのために最低賃金を引き上げる必要性を強調し続けていた。一昨年の方針2019では、基本認識として「我が国が直面する様々な課題を克服し、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させていくことが、我が国経済が目指すべき最重要目標」と強調し、重視する取り組み課題の1つとして「成長と分配の好循環の拡大」を挙げている。これは、内需の持続的な拡大と外需の継続的な取り込みを意味しており、前者に関しては「企業収益を拡大しつつ、賃金・雇用者所得の増加を通じて、消費の継続的な拡大を図る」とある。さらに、「内需の喚起に資する所得の向上を図り、成長と分配の好循環を継続・拡大させるため、経済成長率の引上げや生産性の底上げを図りつつ、就職氷河期世代の人々への支援を行うとともに最低賃金の上昇を実現する」とあるように、内需喚起策の重要な一手として最賃引き上げが位置付けられていたのである。¹⁾ このスタンスは、昨年の方針2020でも変わっておらず、「経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均1000円になることを目指すとの方針を堅持する」とある。ただし、先述したように「雇用を守る」を優先し、引き上げは事実上“凍結”されてしまったのだが。

②の明確な根拠に基づく、納得感（誰にとって

の？）ある水準に関しては、法の趣旨を蔑ろにした主張である。最低賃金法9条には「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とあり、最賃額を決定する要素として3つを挙げている。2007年の法改正で同条に「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」が加わったことは、決定3要素のうち労働者の生計費が最も重視されているとみなすのが、ごく自然な法解釈であろう。にもかかわらず、昨年の中央最低賃金審議会の議論は、例年より強く企業の支払い能力論が前面に押し出された。それは目安小委員会報告書における使用者側見解「今年度は、3要素のうち、『通常の事業の賃金支払能力』を最も重視して審議すべき」の文言に象徴される。ⁱⁱ⁾

実際の審議会では、労働者の生計費の根拠とされているのが、標準生計費である。ところが、この標準生計費は算出の内容がブラックボックスに包まれており、年により地域により大きくブレてしまうような信頼性に乏しい生計費である。ⁱⁱⁱ⁾ その点、本稿で紹介している最低生計費は、主な調査対象者が労働組合員という制約があるものの、地域ごとの実態に即しながら、普通の暮らしのために必要な費目を一つひとつ丁寧に積み上げた試算の結果である。もちろん、国や自治体がしかるべき調査を行い、きちんとした生計費試算を行ったほうが良いに決まっている。しかしながら、そのような調査が行われていない以上、最低賃金の水準について納得感のある生計費は、いまのところ本稿での最低生計費しかないのだ。

③の政府は賃金の引き上げに際して、強制力のある最低賃金の引き上げを政策的に用いるべきではないという主張に関しては、日本において賃金

規制策として、最重要かつ、唯一の制度として機能しているのが最低賃金制度であり、中小企業3団体の最低賃金についての認識が誤っている。なお、後段の中小企業・小規模事業者の生産性向上や取引適正化への支援等については必要な施策であり、いまの日本に最も欠けている。

最賃の2020年改定は、4月という早い時期における資本側の“一手”で趨勢が決まってしまった。その後の6月に開催された全世代型社会保障検討会議で安倍首相は、「今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題」と述べ、加藤厚生労働大臣に新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業に配慮するよう（＝最賃は引き上げないこと）指示した。

ただし、労働側が手をこまねいていたわけではなく、6月の全世代型社会保障検討会議に労働側代表として出席した連合の神津会長は「生活や雇用への不安がある中、最低賃金の改定は、セーフティネット促進のメッセージになる」との意見を述べた。

全労連は、7月に厚生労働省で「エッセンシャルワーカーに報いて」のテーマで記者会見を行い、黒澤事務局長は、医療・介護・小売・運輸などの新型コロナウイルスの感染リスクを抱えながらも国民の生活を支えているエッセンシャルワーカーには最賃近傍で働く人も少なくないとして、こうした働き手に報いるためにも、「全国一律1500円」を目指した最賃引き上げが重要だと主張した。また、この会見には最賃に近い水準で働くエッセンシャルワーカー当事者も参加して、切実な声を届けている。^{iv)} この会見には大きな反響があり、エッセンシャルワーカーの実態を社会に知らしめた功は大きく、有効な反撃であったと言えるだろう。しかし、いかんせん4月の「最低賃金に関する要望」の影響力は大きく、“凍結”の流れを変えるところまで到達できなかった。

2. 21年改定はどうなるのか— 経済財政諮問会議における議論

それでは、今年の最低賃金21年改定はどうなるのだろうか。現在の展開されている議論は、昨年とはまったく異なる様相を呈している。

3月22日に開催された今年の第3回経済財政諮問会議では、緊急事態宣言解除後のマクロ経済政策運営の課題、地方の活性化、大学改革について議論が繰り広げられた。同会議にて菅首相は次のように発言している。「現在春闘は、業種によってばらつきがあるが、全体で1%台後半の賃上げとなっている。このモメンタムを中小企業や地方に広げ、非正規労働者の処遇改善といった構造的課題にも答えを出すため、最低賃金をより早期に全国平均1000円とすることを目指す。（中略）東京と地方の人の流れは、23年ぶりに7ヵ月連続で転出超過となった。こうした動きを加速し、日本全体を活性化する。」最賃をより早期に全国加重平均で1000円に引き上げることと、東京一極集中の動きを是正することの2点がポイントである。

このような発言は、同会議における民間議員の次のような発言を受けてのものである。

竹森 俊 平慶應義塾大学経済学部教授の発言の主旨：ITなどの成長産業に向かって動く人の流れが重要であり、そのためにそうした産業では賃上げを積極的に行うべき。

柳川 範之 東京大学大学院経済学研究科教授の発言の主旨：最低賃金が低い地域では、引き上げをすると雇用が増えるというエビデンスも存在する。コロナを契機に地方への人の流れが増えている。地域の雇用創造や産業振興が起きないと定着しないので、具体的な仕組み作りが必要。

新浪 剛史 サントリーホールディングス代表取締役

役社長の発言の主旨：デフレ脱却には、継続的な賃上げが不可欠である。そのために、中小企業への同一労働同一賃金の実施も契機に最賃の大幅引き上げをめざすべき。

同会議には、竹森氏ら4名の民間議員が連名で、東京から地方への人の流れを促す仕組みの一つとして、地方の最低賃金のボトムアップを提言している。そのエビデンスとして最低賃金が低い地域での引き上げが雇用増に寄与したという研究が紹介されている。この研究は、内閣府経済社会総合研究所・^{むかわ}務川特別研究員ら3名によるもので、近年の最賃引き上げが中小企業の雇用、付加価値額、労働生産性に与える影響について、地域別・業種別パネルデータを活用した分析を行っている。結論は、最低賃金水準が中高位の地域では最低賃金引き上げによる雇用の増減は確認されなかった一方で、最も低い区分（つまり、Dランク）の地域では雇用が有意に増加したというものであった。これまで最賃引き上げが雇用にプラスに作用するエビデンスを政府側が積極的に提示することはなかったが、今回このようなエビデンスを示した背景には、昨年のような中小企業団体による最賃引き上げのキャンペーンを^{けんせい}牽制し、今年には大幅に引き上げのための先手を取りたい首相側の思惑がみてとれる。^{v)}

3. 最賃引き上げの主導権を どちらが握るのか

このように現在の政府の動きを見ると、21年の最賃の引き上げは确实だと思われる。争点は、どれくらいの引き上げ幅になるかではなからうか。

ただし、同じ最賃引き上げでも、その主導権を労働者側が握るのか、それとも財界側が握るかでその後の状況は大きく異なってしまうので要注意

である。菅政権が進めようとしている最賃引き上げには、菅首相のブレーンで成長戦略会議のメンバーでもあるD・アトキンソン氏の主張が色濃く反映しているといわれる。アトキンソン氏が主張するのは、生産性を向上させることが今後の政府が掲げるべき目標であり、そのためには最低賃金の引き上げが有効であるということである。生産性を高めることに異論はないが、アトキンソン氏は、最賃引き上げによって低い生産性の元凶と考えている中小企業を^{とうた}淘汰してしまおうと目論んでいる。実際、菅首相も官房長官時代に中小企業の統合・再編を促進すると表明している。

政府の方針が、財界主導の最賃引き上げであることは、国の予算に注目すれば明らかである。政府は最賃の引き上げにどれほどの財源を費やしているのか。昨年12月の閣議で決定された21年度の厚生労働省予算案では、コロナ禍から国民のいのち・雇用・生活を守り、「新たな日常」を支える社会保障を構築するための重点事項のひとつとして、「雇用就業機会の確保」を掲げている。このなかには、「最低賃金・賃金引き上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」のための予算が計上されており、ここに中小企業・小規模事業者への助成金による支援が含まれている。そしてなんと、ここに計上された当初予算は⁴⁶³億^円である（その後、608億^円に補正される）。

労働総研では、最賃引き上げのための支援を考える材料として、中小企業の社会保険料負担額を試算している。これによると、30人未満の中小企業が負担している社会保険料はトータルで約4兆6700億^円である（労災保険料を除く）。^{vi)} また、最低賃金を1500^円にまで引き上げる原資は17兆^円とも試算している。^{vii)} 最賃引き上げの環境を整えるためには、少なくともこれくらいの財政規模が必要なのだ。ところが、政府の支援の規模は雲泥の

差と言えるほど低く、まったくお話にならないのである。

冒頭でも述べたように、労働側がめざしているのは中小企業への支援策とセットでの「全国一律1500円」の最低賃金の実現である。政府が最賃引上げを企業（とりわけ、中小企業）の努力に求めているのだとしたら、大幅な引き上げは望めない。それどころか引き上げに耐えられない中小企業の廃業が相次ぐだろう。最賃引き上げと中小企業支援策とがセットが実施されていることは世界の常識である。労働側はこのことをきちんと主張しなければならない。



4. 最低生計費調査が示したこと

佛教大学^{かねざせいいち}金澤誠一名誉教授の監修によりスタートした最低生計費調査が、いま全国に広がっていることは冒頭で述べたとおりである。表1は筆者がこれまでに監修を担当した諸調査のサンプル数および回収率をまとめたものである。全国で約3万4000の人々に調査に協力していただいている。

最低生計費の試算は、マーケット・バスケット方式で行い、普通の暮らしに必要なものを一つひとつ積み上げていくので、生計費の内容が具体的に分かりやすいという特徴がある。

さて、調査の結果が示した最低賃金制度の問題点は次の2点である。

一つめの最賃制度の問題点は、1日8時間週40時間フルタイムで働いたとしても、普通に暮らすことができないほど低額に抑えられていることである。表2は、これまでに22都道府県で実施された調査結果をまとめたものである。25歳の若者が質素ながらも普通のひとり暮らしをするための費用が示されているが、税・社会保険料込みで月額

約22～25万円（年額約270～300万円）必要である。表の下から2段目はこの月額を月150労働時間（人間的な月当たり労働時間）で除した数字、すなわち、普通の生活をするために必要な賃金の時給額である。最下段の現行の最賃額と比較すれば、いかに最賃が低すぎるのかが分かる。労働側が求める時給1500円の根拠（エビデンス）のひとつがここにある。

二つめの問題点は、47都道府県をA～Dランクに分けて、ランク間に根拠のない格差がつけられていることである。大都市の都府県（Aランク）は金額が高く、反対に地方（C、Dランク）では低く設定されている。しかも、Aランクは毎年の引き上げ額を高く設定し、反対にC、Dランクでは引き上げ額を抑制しているので、A～Dランク間の格差はこの10数年ほどで2倍強に拡大している。現在の最高額1013円（東京都）と最低額792円（7県）とでは221円もの格差が存在している。いっぽうで最低生計費のほうは、これほどの格差は存在しないのである。図1は、男性の最低生計費（税等込み）の時給換算額（月150時間労働）したものを示したものである。全国各地で最低生計費に大きな格差がないことが確認できる。同様のことは、図2を見ても明らかである。最低生計費（税等抜き）が最も高い静岡市＝100としたときに、最も低い福岡市＝88.9である。ほぼ100-90のなかに収まっているのに対して、最低賃金は100-78に格差が広がっていることが確認できる。生計費に準じて最低賃金額が定められるならば、現行の最大221円もの格差は問題があると言わざるを得ないのだ。

ちなみに、経済財政諮問会議での東京一極集中の是正をめざそうとする議論について先述したが、菅首相がめざす全国加重平均額1000円とは、いまある地域間格差をそのままは認める目標であり、東京一極集中の是正をめざしているとは到底

表1 2015～2020年に実施された最低生計費調査のサンプル数および回収率

調査地域	サンプル数	回収率	実施年	調査地域	サンプル数	回収率	実施年
新潟県調査	715 (74)	24%	2015年	鹿児島県調査	1621 (158)	32%	2018年
静岡県調査	1670 (195)	42%	2015年	長崎県調査	1478 (141)	30%	2019年
愛知県調査	999 (217)	25%	2015年	佐賀県調査	805 (111)	31%	2019年
北海道調査	1217 (201)	30%	2016年	東京都調査	3487 (411)	27%	2019年
東北地方調査	1840 (270)	31%	2016年	岡山県調査	3675 (265)	18%	2020年
埼玉県調査	597 (41)	20%	2016年	長野県調査	3686 (748)	36%	2020年
福岡県調査	3000 (267)	20%	2017年	沖縄県調査	962 (84)	24%	2020年
山口県調査	2029 (167)	20%	2018年	茨城県調査	1355 (190)	17%	2020年
京都府調査	4745 (412)	11%	2018年				

(注) 括弧内は若年単身世帯数

表2 最低生計費試算調査若年単身世帯総括表

都道府県名	北海道		青森県		秋田県		岩手県		山形県		宮城県		福島県		茨城県		埼玉県		東京都		新潟県		長野県		静岡県			
自治体名	札幌市		青森市		秋田市		盛岡市		山形市		仙台市		福島市		水戸市		さいたま市		北区		新潟市		長野市		静岡市			
性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性																		
最賃ランク	C		D		D		D		D		C		D		B		A		A		C		B		B			
消費支出	163,805	159,471	162,589	163,216	173,997	166,317	167,016	167,952	179,910	178,147	173,524	179,804	176,824	177,018	183,113	184,772	181,897	180,960										
食費	39,991	32,310	39,977	40,133	40,083	40,032	40,017	40,703	41,967	32,985	38,610	44,361	35,858	39,597	41,323	32,926	40,253	34,240										
住居費	32,000	32,000	26,000	29,000	35,000	30,000	30,000	32,000	36,458	36,458	52,500	57,292	57,292	38,000	40,625	40,625	38,000	38,000										
水道・光熱	10,206	9,933	8,076	8,260	9,024	8,695	8,686	8,715	7,546	7,356	6,867	6,955	6,780	11,064	7,298	7,114	7,559	6,594										
家具・家事用品	4,071	4,398	3,664	3,479	4,216	3,905	3,821	3,509	3,265	3,222	4,781	2,540	2,703	3,765	4,342	4,937	3,883	4,124										
被服・履物	5,828	4,431	6,514	6,626	6,501	5,628	7,095	6,225	8,440	6,719	6,906	6,806	5,302	6,951	7,522	7,406	7,521	4,296										
保健医療	4,558	3,274	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	1,002	2,866	3,366	1,009	2,885	4,188	1,026	2,934	3,255	4,516										
交通・通信	16,660	17,438	38,342	35,710	39,697	37,634	38,342	37,028	29,990	32,481	19,635	12,075	12,075	40,335	29,359	31,799	43,356	43,167										
教養・娯楽	30,068	30,068	17,950	18,093	17,533	17,057	17,126	17,726	28,534	28,630	20,225	25,577	25,613	14,970	26,393	26,393	18,408	22,034										
その他	20,423	25,619	19,470	19,319	19,347	20,770	19,333	19,450	22,708	27,430	20,634	23,189	28,316	18,148	25,225	30,638	19,662	23,989										
非消費支出	44,878	44,878	37,294	37,428	37,367	37,367	37,375	37,320	55,177	55,177	51,055	51,938	51,938	47,287	53,399	53,399	46,662	46,662										
予備費	16,300	15,900	16,200	16,300	17,300	16,600	16,700	16,700	17,900	17,800	17,300	17,900	17,600	17,700	18,300	18,400	18,100	18,000										
最低生計費(月額)	180,105	175,371	178,789	179,516	191,297	182,917	183,716	184,652	197,810	195,947	190,824	197,704	194,424	194,718	201,413	203,172	199,997	198,960										
年額(税込)	2,699,796	2,642,988	2,592,996	2,603,328	2,743,968	2,643,408	2,653,092	2,663,664	3,035,844	3,013,488	2,902,548	2,995,704	2,956,344	2,904,060	3,057,744	3,078,852	2,959,908	2,947,464										
月150時間換算	1,500	1,468	1,441	1,446	1,524	1,469	1,474	1,480	1,687	1,674	1,613	1,664	1,642	1,613	1,699	1,710	1,644	1,637										
2020年最低賃金額	861		793		792		793		793		825		800		851		928		1,013		831		849		885			

都道府県名	愛知県		京都府		岡山県		山口県		福岡県		長崎県		佐賀県		鹿児島県		沖縄県	
自治体名	名古屋市		京都市		岡山市		山口市		福岡市		長崎市		佐賀市		鹿児島市		那覇市	
性別	男性	女性																
最賃ランク	A		B		C		C		C		D		D		D		D	
消費支出	163,083	163,213	178,390	175,640	180,404	186,105	174,873	175,795	161,660	169,945	164,737	168,907	178,127	178,887	176,843	178,056	179,439	182,095
食費	38,457	31,711	44,441	35,347	40,333	33,993	36,886	29,181	43,686	32,657	39,434	32,120	39,025	30,274	39,941	31,445	41,266	33,200
住居費	45,000	45,000	41,667	41,667	35,417	35,417	30,000	30,000	32,000	32,000	39,000	39,000	34,500	34,500	34,000	34,000	36,458	36,458
水道・光熱	7,510	6,551	7,419	8,434	7,273	11,491	7,245	11,446	7,722	9,184	8,109	9,645	8,150	9,694	8,101	9,636	8,764	10,424
家具・家事用品	3,480	3,600	3,836	3,922	4,032	4,297	4,168	4,125	3,697	4,090	3,797	3,940	3,561	3,911	3,401	3,779	3,826	3,851
被服・履物	8,426	8,406	5,921	4,247	6,575	7,701	6,654	5,852	7,108	8,681	7,092	8,284	5,635	5,111	5,680	6,733	5,021	3,339
保健医療	2,186	5,016	1,137	2,733	1,094	2,352	1,091	2,345	1,168	3,729	1,174	3,746	1,184	3,779	1,181	3,768	1,142	3,643
交通・通信	19,062	18,872	18,612	18,612	33,384	33,384	40,417	40,417	15,613	21,188	15,649	15,649	41,856	41,856	39,469	39,469	33,794	33,794
教養・娯楽	17,745	17,764	27,510	27,531	25,454	25,547	25,749	24,891	24,739	25,191	23,327	24,930	25,964	25,976	21,257	22,302	25,620	25,177
その他	21,217	26,293	27,847	33,147	26,842	31,923	22,663	27,538	25,927	33,225	27,155	31,593	18,252	23,786	23,813	26,924	23,548	32,209
非消費支出	47,562	47,562	49,595	49,595	50,107	50,107	49,467	49,467	49,776	49,776	43,655	43,655	46,045	46,045	43,115	43,115	48,977	48,977
予備費	16,300	16,300	17,800	17,500	18,000	18,600	17,400	17,500	16,100	16,900	16,400	16,800	17,800	17,800	17,600	17,800	17,900	18,200
最低生計費(月額)	179,383	179,513	196,190	193,140	198,404	204,705	192,273	193,295	177,760	186,845	181,137	185,707	195,927	196,687	194,443	195,856	197,339	200,295
年額(税込)	2,232,340	2,232,340	2,494,420	2,494,420	2,494,420	2,494,420	2,494,420	2,494,420	2,494,420	2,494,420	2,494,420	2,494,420	2,494,420	2,494,420	2,494,420	2,494,420	2,494,420	2,494,420
月150時間換算	1,513	1,514	1,639	1,618	1,657	1,699	1,612	1,618	1,517	1,577	1,499	1,529	1,613	1,618	1,584	1,593	1,642	1,662
2020年最低賃金額	927		909		834		829		842		793		792		793		792	

図1 全国どこでも変わらない最低生計費
(男性、月150労働時間換算)

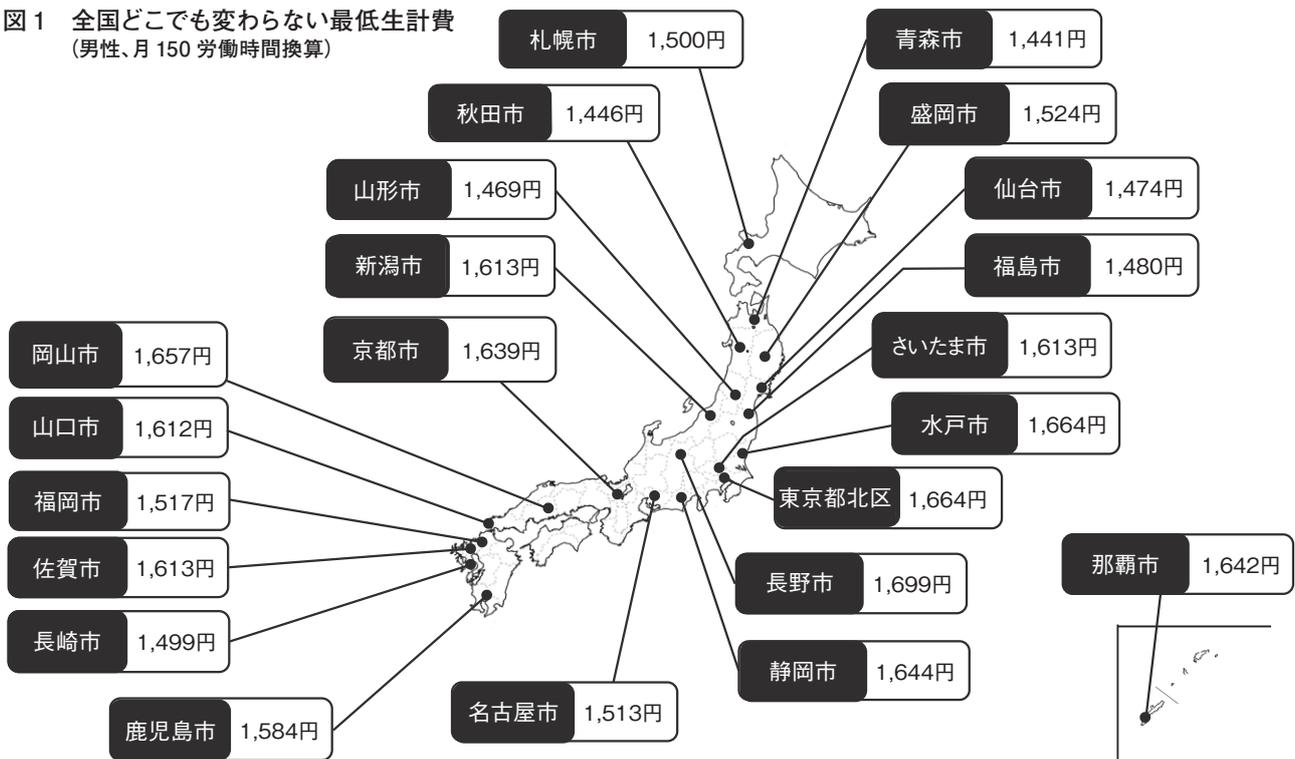
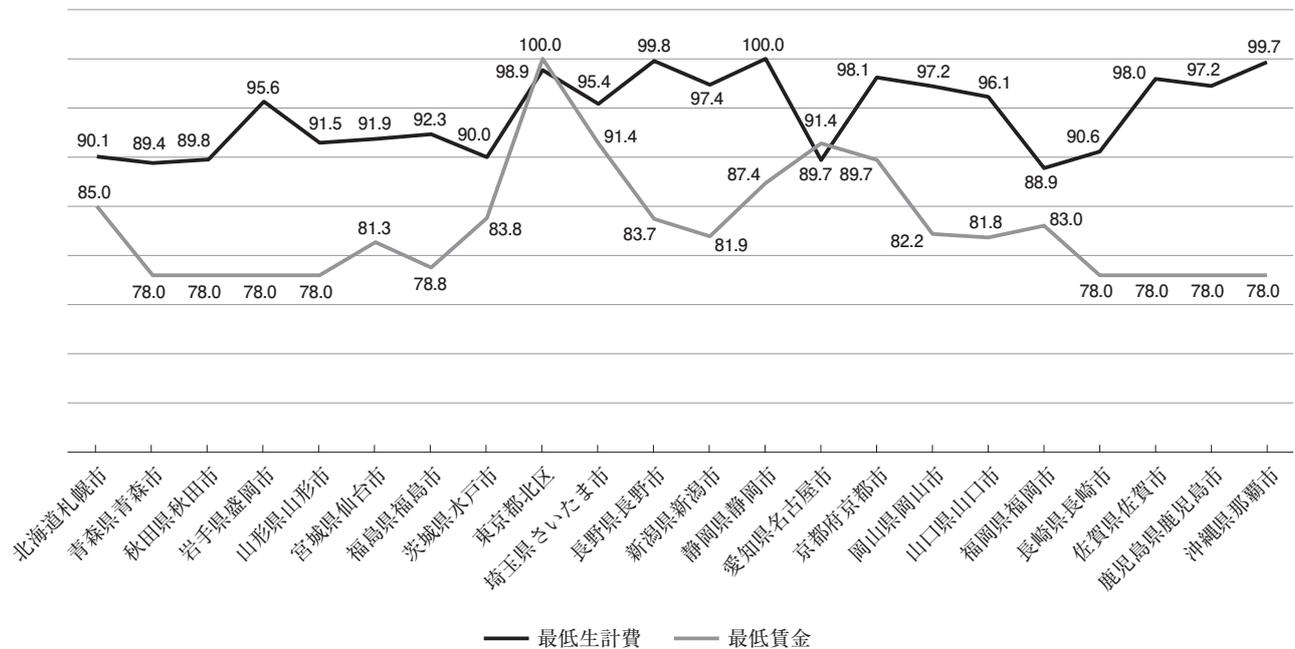


図2 最低生計費と最賃の格差の比較



(注) 最低生計費については非消費支出 (税・社会保険料) を除いた金額での比較



沖縄タイムスに掲載された社説（写真1）



茨城大学ゼミ生の記者会見（写真2）

費にもとづく運動の意義が拡がり、組織力の強化にもつながった好事例である。

また、同県生坂村では、^{いくさむら}村議会議員のなり手がおらず、16年間無投票選挙が続いていた。生坂村議会では若者の議員のなり手を増やすために、議員報酬を月額30万円とする条例改正案が2020年12月に可決された。この30万円の根拠の一つとなったのが、最低生計費調査の結果である。長野県で実施されたので採用されたのではなく、全国で実施されている調査だからこそ議会の信頼を得られたのだ。

思えない。

以上のように、最低生計費は最賃運動のめざしている「全国一律1500円」のエビデンスの一つとなっているのである。

5. 最低生計費調査運動の現地点

最低生計費調査を実施したすべての都道府県で調査結果を公表し、その都度マスコミ等からの反響を得ている。そして、エビデンスをもって様々な場面での要求運動にも活用されており、そのような事例には枚挙にいとまはない。その中からうまく活用された事例をいくつか紹介してみたい。

(1) 長野県調査について

長野県調査で特筆すべきは、ひとり暮らしの若者のデータを748部も集められたことだろう。調査結果だけに意味があるのではなく、むしろ調査に取り組むことに意義があることが、組織全体に浸透したことの表れである。調査を通じて、生計

(2) 沖縄県調査について

沖縄県調査でも、自動車を所有することにより交通費が上昇し、大都市と変わらない生計費になることが改めて確認されたわけだが、沖縄の結果にはより大きな反響があった。

今回の調査結果を受けて、8月5日付『沖縄タイムス』の社説では、「[[最低生計費調査] 最賃引き上げに生かせ」と題して、沖縄県調査の結果を紹介し、誰もが普通に働けば、普通の生活ができる最低賃金の保障が必要だと提言している（写真1参照）。調査結果が拡散した画期的な出来事である。

(3) 茨城県調査について

茨城県調査については、茨城大学人文社会科学部の^{ながたはなこ}長田華子准教授（アジア経済論）のゼミ生10人が分析および結果公表に協力してくれた。学生の立場から調査を通じて感じたことを記者会見で

述べている（写真2参照）。^{viii)} 4年生の戸澤琴音^{とぎわことね}さんは、「私たちが学生の立場から調査をし、それに関して抱いた率直な感想を記者会見の場で伝えられてよかった。メディアを通して、特に私たちと同じ世代である若者にこの事実を知ってもらい、少しでも興味を持ってもらう事によって、最低賃金引き上げの第一歩になればよいと感じている」と感想を述べている。多くの若者たちは、初任給を時給換算すれば最賃レベルであることに気が付いていない。同世代の若者たちに最低賃金を自分事として捉えてもらえる機会になったのではなかろうか。

もちろん、うまくいくことばかりではなく、見込んだほど効果をあげられなかった事例もある。しかしながら、取り組んだことに意味があり、失敗から学ぶ点もあるのだ。今後、取り組もうとしている組織には熱意と勇気をもっていただきたい。



6 最賃「全国一律1500円」 が社会を変える

最賃運動を進めるうえで必要なのは、最低賃金が変わると社会も変えられるという確信である。まだまだ社会には「自分には関係のない賃金」と思われているがゆえに、運動は一部に限定されてしまっている。

日本が「すべり台社会」と言われるようになって久しい。最低限の保障が機能していないことを意味する。第1のセーフティネットは雇用である。労働して生活が成立するということである。第2のセーフティネットが社会保険である。失業に備えて雇用保険があり、傷病に備えて医療保険があるように、働けなくなるようなさまざまな

スクに対応する諸制度である。その他に、今回のコロナ禍により利用者が急増した生活福祉資金や生活困窮者支援制度などがある。そして最後のセーフティネットとして存在するのが生活保護制度である。本来は、このようにセーフティネットは重層的に張られ、すべての人に最低限の生活を保障しなければならないのだが、それぞれに“穴”があり、機能しているとは言い難く、一度のトラブルで底まで落ちてしまうような「すべり台社会」となってしまっている。いずれのセーフティネットも重要であるが、やはり雇用が最も包括的だからこそ“穴”があってはならない。もし、最低賃金が誰でも普通に暮らせるほどの水準にあれば、すべり落ちていく人たちの数は確実に減らすことができ、この社会のありようは変わってくるはずだ。最低生計費調査の結果は、労働者ひとりが質素ながらも普通の暮らしをするためには、全国どこでも年額270～300万円程度が必要であることを明らかにした。この「年額300万円」という具体的な数字がすべての人にとっての標準額となった時、「すべり台社会」からの脱却につながるだろう。

また、最低賃金は家族形成にも影響を及ぼすことも忘れてはならない。後藤道夫氏^{ごとうみちお}は、男性賃金が90年代後半から低下する一方で、女性の低賃金は変わっていないために、子育てに必要な世帯所得を見込めない男女が増えたと指摘する。^{ix)} 女性の低賃金を生み出してきた主な要因は最低賃金の低さである。最賃を大幅に改善することができれば、ステイタス化してしまった家族形成が、もっと当たり前の出来事になってくるだろう。^{x)}



おわりに

遠ざかってしまった普通の暮らしを取り戻し、日本社会を再生するための、きっかけとなる可能性をもつ最低賃金の「全国一律1500円」の実現。これを社会全体の共通認識にするために、労働運動にかけられた期待は大きい。この歴史的な大転換ともいえる改革を実現させるための第一歩として、最低生計費調査の取り組みがすべての都道府県に広がっていくことを期待する。

(参考文献)

湯浅誠 (2008) 『反貧困—「すべり台社会からの脱出」』岩波書店
 後藤道夫他19名 (2018) 『最低賃金1500円がつくる仕事と暮らし「雇用破壊」の乗り越える』大月書店
 労働運動総合研究所 (2019) 『労働総研クォーター』No.112本の泉社
 中澤秀一 (2020a) 「最低生計費調査が示す全国一律最低賃金の意義」『前衛』No.998日本共産党中央委員会
 中澤秀一 (2020b) 「総論：問題提起、論点と全体のまとめ」『貧困研究』vol.24明石書店
 務川慧他2名 (2020) 「最低賃金引き上げの中小企業の従業員数・付加価値額・労働生産性への影響に関する分析」『ESRI Research Note』No.54内閣府経済社会総合研究所
 後藤道夫 (2021) 「世帯分布・生活維持構造の大変動と女性の異常な低賃金の持続—コロナ禍による生活困窮が露わにしたもの」『労働総研クォーター』No.119本の泉社

i) 「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society 5.0』への挑戦～」(2019年6月21日)、p3-4。
 ii) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13009.html

(2021年4月13日最終アクセス)
 iii) 中澤 (2020a)、p74-75。
 iv) 2020年7月18日付『朝日新聞デジタル』
 v) ちなみに、同会議では最低賃金の全国一律化については触れられておらず、麻生副総理が最低賃金の格差是正について言及しているだけである。
 vi) 労働運動総合研究所 (2019)、p56。
 vii) 労働運動総合研究所『2021春闘提言 今こそ内部留保を活用して日本経済の再生のチャンスを一—新型コロナ危機をチャンスに—』
 viii) 茨城大学ホームページ。 <https://www.ibaraki.ac.jp/news/2020/08/11010922.html> (2021年4月13日最終アクセス)
 ix) 後藤 (2021)、p13。
 x) 最低生計費調査は子育て世帯でも試算を行っており、30代夫婦で未婚子2人の世帯の最低生計費は、500万円台後半から600万円に集中している。つまり、標準額300万円が保障されれば、夫婦の稼ぎで家族4人での普通の暮らしが成り立つ。もちろん、社会保障制度の充実だけでなく、性別役割分業が見直され、性別に関係なく家事・育児を分担することも重要な要素になるが。

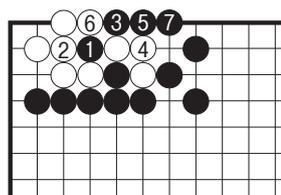
なかざわ しゅういち 1967年生まれ。静岡県立大学短期大学部准教授。専攻：社会保障、社会政策。これまでに全国22都道府県で最低生計費試算調査の監修を担当する。近著：『最低賃金1500円がつくる仕事と暮らし—「雇用破壊」を乗り越える』(共著、大月書店、2018年)、「ひとり親世帯の自立—最低生計費調査からの考察—」『経済学論纂』第59巻(共著、中央大学経済学研究会、2019年)。他に、「座談会『最賃1500円』で暮らせる賃金・雇用をつくる」(共著、『経済』2019年3月号)、「ひとり暮らし高齢者の生活実態と最低生計費」『社会政策』(共著、ミネルヴァ書房、2018年)

詰碁・詰将棋の解答と解説

詰碁の解答と解説

解答 黒先、白死。

解説 黒1が攻め筋です。白2なら黒3、5。白2で4なら二子アテから隅の眼をうばいます。黒1以外は白1で失敗です。



詰将棋の解答と解説

解答 ♠2一銀△同玉♠1二銀打△3二玉♠2二銀成△同玉♠2三金まで七手詰。

解説 初手♠2三銀は△同玉♠2四金△3二玉で攻め駒不足は明白です。正解は下から打つ♠2一銀です。△同金は♠4一銀があるので△同玉ですが、そこで♠1二銀打とし△3二玉に♠2二銀成がとどめとなります。なお左右対称型ですので、初手♠4一銀でも同様の詰みとなります。